

# 所得税の還付申告など 確定申告のご案内

給与所得がある大部分の方は、年末調整により所得税が清算されるため、確定申告は不要です。ただし、給与所得者でも確定申告をすると、源泉徴収された所得税が還付される場合があります。

## 確定申告をする と所得税が戻る方

- ①災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける方
- ②病気やけがなどで支払った多額の医療費について、医療費控除を受ける場合
- ③家屋を住宅借入金など新築や購入、増改築などをして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける場合など

## 【ご注意】給与所得者で確定

申告の必要がない方が還付申告をする場合は、その他各種の所得(退職所得を除く)も申告が必要です。▼それぞれの控除の適用を受けるための要件や必要な添付書類などを事前にご確認ください。▼還付金の受け取りは、預貯金口座への振り込みをご利用ください(申告者名義の預貯金口座へ振り込みます)

**確定申告書の様式が変更になりました**  
確定申告書の様式が次の通り変更になりました。  
①所得税の確定申告書は22年分以降に使用するものから「提出用」「控え用」の2枚で1組となりました  
②21年分までは、添付書類について確定申告書の2表の裏面に張りましたが、22年分以降からは申告書の裏面に張らず、添付書類台紙などに張って申告書と一緒に提出することとなりました

**22年分の所得税の確定申告**  
22年分の所得税の確定申告の相談および申告は、2月16日(水)～3月15日(火)の期間に受け付けます。また、所得税の還付申告は、2月15日(火)以前でも申告書を提出することが出来ます(22年分についての所得税の還付申告は、1月から申告書を提出出来ます)。  
所得税の還付申告をする場合には各種支払証明書(源泉徴収票など)が必要になりますので、ご注意ください。  
詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811(音声案内に沿って「2」番を選択してください)。

## ご利用ください 税理士会が行う 無料申告相談会

税理士会が行う無料申告相談会の日程

日時・会場	2月					
	10日(木)	14日(月)	15日(火)	16日(水)	17日(木)	18日(金)
東久留米市役所7階701・702会議室		○	○	○	○	○
西東京市防災センター6階(西東京市中町1-5-1)		○	○	○	○	○
小平市役所6階会議室(小平市小川町2-1333)		○	○	○	○	○
清瀬市男女共同参画センター4階会議室(清瀬市元町1-2-11)		○	○	○	○	○
東村山山市民センター2階会議室(東村山山市本町1-1-1)	○					

受付時間：午前9時半～11時半、午後1時半～3時半  
対象：年金受給者、給与所得者および小規模納税者

詳しくは東村山税務署 ☎042・394・6811(音声案内に沿って「2」番を選択してください)。

無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をする場合は、法律で禁じられているばかりでなく、専門知識が欠けているなどのため、依頼者が不測の損害を被る恐れもあります。

にせ税理士や、にせ税理士法人にご注意ください。税理士は、税理士証書を携帯し、税理士バッジを着用しています。

詳しくは東京税理士会事務局 綱紀監察課 ☎03・3356・4476へ。

市税などの納税にご協力ください  
1月31日(月)は市民税・都民税第4期、国民健康保険税第7期、後期高齢者医療保険料第7期の納期限です。最寄りの金融機関・郵便局でお納めください。  
詳しくは納税課 ☎470・7729へ。

東京税理士会  
「確定申告はお早め」  
無資格者が税金の相談、申告書の作成、税務の代理をする場合は、法律で禁じられているばかりでなく、専門知識が欠けているなどのため、依頼者が不測の損害を被る恐れもあります。

## 介護保険制度 における 税控除の申告を

**高齢者のおむつ代(医療費控除)の申告**  
高齢者のおむつ代を医療費控除の対象として税務署に申告する場合、おむつ代の領収書に添付する書類として、1年目は医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要ですが、2年目以降の申告に対しては、市が発行する「主治医意見書の内容確認書」で代用できます。

**【対象】次の①～④のいずれにも該当する場合に市で確認書を発行します。**  
①おむつ代の税申告をするのが2年目以降の方(21年中のおむつ代の医療費控除を申告した方)  
②22年中に購入したおむつ代を税申告する方  
③22年中に介護保険の要介護認定を受けている方  
④主治医意見書の内容により、「寝たきり状態にあること」および「尿失禁の発生の可能性があること」が確認できる方



**【対象】介護保険の要介護認定を受けている方で、①寝たきり高齢者の方②知的障害者(軽度・中度・重度)に準ずる方③身体障害者(1級～6級)に準ずる方**  
【ご注意】障害者手帳等をお持ちの方は、手帳の掲示などにより申告することが出来ますが、障害者控除が受けられる場合であっても、認定書により要件を満たせば、特別障害者控除が受けられる場合があります。  
詳しくは介護福祉課 ☎557へ。

## 住基カード発行の際 本人確認方法が 変わりました

住民基本台帳カード(以下、住基カード)を発行する際の本人確認方法が次のように変わりました。ご迷惑をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

年金手帳などの書類(以下、B書類)をもう1点提示する方法  
③A書類を2点提示する方法  
これらの方法による場合、申請したその日に住基カードの発行が可能です。ただし、前記の方法によらない場合は、A書類を1点、またはB書類を2点提示することで申請が出来ますが、申請したその日の発行ができませんので、ご注意ください。

## 自立支援医療(精神通院)を 受給している方へ

**更新手続き**  
自立支援医療(精神通院)を受給している方は、有効期間が経過すると自立支援医療費の支給がなくなり、更新手続きを行ってください。有効期間は、お手持ちの受給者証で確認してください。更新手続きは有効期間の3カ月前から障害福祉課(市役所1階)で行うことができます。  
**診断書の提出は2年に1度**  
更新手続きにおける、診断書の提出は、「毎年提出」から

「2年に1度提出」に変更となりました。前回申請の際に診断書を提出していたら、当該更新申請では診断書の提出が不要となります。診断書の提出が必要となる場合は、障害福祉課 ☎470・7729へお問い合わせください。

**下水道使用料等  
検討委員を募集します**  
下水道使用料等のあり方について検討を行うため、委員会を設置します。これに伴い、月に1回程度の会議に出席し、市民の立場からの提言などを行っていただく、下水道使用料等検討委員を募集します。  
【募集人員】5人以内  
【応募資格】市内在住で公共下水道を使用している20歳以上の方  
【任期】おおむね1年間  
申し込みは1月21日(金)までに「消印有効」任意の用紙に「下水道使用料等」の意見を書き、〒470-7588へ送付してください。



**国民年金  
源徴収票が  
送付されます**  
厚生年金・国民年金の「老齢年金」など、老齢(退職)を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の課税対象となります。このうち、「老齢年金」の額が108万円以上(65歳以上の方は158万円以上)の方については、源徴収票を送付いたします。詳しくは同年金事務所 ☎0422・56・1411へ。  
なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税につき、源徴収票の送付は行いません。詳しくは同年金事務所 ☎0422・56・1411へ。  
1月～12月中旬に「老齢年金」を受け取られている方全員に、23年1月までに源徴収票を送付します。  
源徴収票は、税務署で申告をするときや、源徴収の還付を受けられるときに添付する必要があります。  
もし、源徴収票を紛失した場合は再交付が出来ますので、武蔵野年金事務所または「ねんきんダイヤル」☎0570・05・1165へご連絡ください。  
なお、「障害年金」や「遺族年金」は非課税につき、源徴収票の送付は行いません。詳しくは同年金事務所 ☎0422・56・1411へ。

**所得区分の変更手続き**  
保険証の世帯が変更になった、または前年度と課税状況が変わったなどの場合、有効期間の途中でも所得区分変更手続きが出来ます。  
所得区分変更手続きを行った場合、申請日の翌月初日から新しい所得区分が適用されます。  
詳しくは同課地域支援課 ☎470・7747へ。  
字程度にまとめ、郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を記入の上、〒2003-8555、市役所施設管理課下水道計画係あてに郵送してください。  
※応募者多数の場合は選考の上、決定します。選考結果は、応募者全員に連絡します。なお、応募原稿は返却しませんので、ご了承ください。  
詳しくは同係 ☎470・7758へ。